

## 登園できない病気について

疾病の種類により、医師に記入していただく「治癒証明書」と、保護者様にご記入いただく「登園届」があります。2種類の書類の扱いは下記の通りです。

### 記

- |       |   |
|-------|---|
| 治癒証明書 | 治癒証明書に記載されている①～⑥までの病名、及び医師に治癒証明書が必要であると診断された感染症(⑦その他)の場合、治癒の際に医師に記入していただく証明書です。従いまして、医師に治癒証明書を作成していただくための2度目の通院が必要となります。                                |
| 登園届   | 登園届に記載されている感染症名、及び医師に治癒証明書は不要であるが登園停止を診断された感染症(その他の感染症)の場合、指示された登園停止期間終了後、お子さまの体調を確認し、保護者様が記入して、登園開始日に園にご提出いただくものです。従いまして、通院は病名診断及び登園停止期間指示時の1回のみとなります。 |